

2013年12月6日

日本郵便株式会社

新料額の普通切手及び郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、2014（平成26）年4月1日（火）の郵便料金改定に伴い、新料額の普通切手及び郵便葉書等を発行します。

また、新料額の普通切手及び郵便葉書等の発行に伴い、旧料額となる普通切手、郵便葉書及びお客さまのご利用の少ない券種について、2014（平成26）年3月31日（月）をもって販売を終了します。

1 発行する普通切手及び郵便葉書等の内容

券種	種類数	発行年月日	販売場所	意匠等
(1) 普通切手	11	2014（平成26）年3月3日（月） ^{*1}	全国の郵便局等	別紙1
(2) 郵便葉書	10			別紙2
(3) 郵便書簡	1			
(4) 特定封筒 （レターパック）	2	2014（平成26）年3月24日（月） ^{*2}		

※1 広告付き葉書及び絵入り葉書の発行日については、発行の都度お知らせします。

※2 各郵便局において旧料額となる特定封筒の在庫がなくなり次第、順次切り替えて販売します。

2 販売を終了する普通切手・郵便葉書等の内容

券種	販売終了日	意匠等
(1) 普通切手	2014（平成26）年3月31日（月）	別紙3
(2) 郵便葉書		別紙4
(3) 郵便書簡		

お買い求めいただいた当該普通切手及び郵便葉書等は引き続きご使用いただけます。

3 郵趣のための押印サービス

押印には、台紙に貼付している切手や郵便葉書等に押印する「記念押印」と、実際に差し出される郵便物に貼付している切手や郵便葉書等に押印する「引受消印」があります。

また、押印サービスの実施方法として、「郵便窓口」で押印を行うものと、郵便により押印を申し込む「郵頼」の2つの方法があります、詳細は次のとおりです。

(1) 郵便局窓口での押印

別紙5のとおり。

(2) 郵頼による押印のお申込方法

所要の切手・葉書代金（「普通為替」又は「定額小為替」によること。）を添えて、次の要領により「記念押印」及び「引受消印」の各別にお申し込みください。

なお、既に発行済みの切手や郵便葉書等での受付は行いません。

ア 郵頼の意匠等

別紙 5 のとおり

イ 申込方法

(7) 記念押印

普通切手	
普通切手を貼る位置、普通切手の名称及び押印箇所を指定した封筒、若しくは台紙又はこれらに類するもので、材質が紙であるものに返信用封筒（返信先を明記し、必要な郵便切手を貼り付けたもの。）を添え、送付してください。	
【全ての普通切手を申し込む場合】	
・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。	
東京中央郵便局	「普通切手セット 記念（東京中央郵便局）」
日本橋郵便局	「普通切手セット 記念（日本橋郵便局）」
【各々の普通切手を申し込む場合】	
・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。	
東京中央郵便局	「〇〇円普通切手 記念（東京中央郵便局）」
日本橋郵便局	「〇〇円普通切手 記念（日本橋郵便局）」
※〇〇円には、申し込まれる普通切手の名称を記入してください（複数の名称の切手は同一の封筒では申し込めません）。	

郵便葉書及び郵便書簡	
※通常葉書（四面連刷）及び通常葉書（胡蝶蘭・四面連刷）並びに通常葉書（くぼみ入り）は取り扱いません。	
希望される郵便葉書又は郵便書簡の枚数及び押印箇所を指定した適宜様式に、返信用封筒（返信先を明記し、必要な郵便切手を貼り付けたもの。）を添え、送付してください。	
【全ての郵便葉書及び郵便書簡を申し込む場合】	
・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。	
東京中央郵便局	「郵便葉書・書簡セット 記念（東京中央郵便局）」
日本橋郵便局	「郵便葉書・書簡セット 記念（日本橋郵便局）」
【各々の郵便葉書又は郵便書簡を申し込む場合】	
・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。	
東京中央郵便局	「〇〇郵便葉書/又は書簡 記念（東京中央郵便局）」
日本橋郵便局	「〇〇郵便葉書/又は書簡 記念（日本橋郵便局）」
※〇〇には、申し込まれる郵便葉書の名称を記入してください（複数の名称の郵便葉書及び郵便書簡は同一の封筒では申し込めません）。	

(イ) 引受消印

普通切手
※郵便葉書及び郵便書簡の郵頼による引受消印は行いません。
普通切手の名称を指定の上、宛名を明記した定形郵便物の大きさの封筒又は私製葉書等を送付してください。

【全ての普通切手を申し込む場合】

- ・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください

東京中央郵便局	「普通切手セット 引受（東京中央郵便局）」
日本橋郵便局	「普通切手セット 引受（日本橋郵便局）」

【各々の普通切手を申し込む場合】

- ・お申込封筒の表面横に、それぞれ次のとおり朱書してください。

東京中央郵便局	「〇〇円普通切手 引受（東京中央郵便局）」
日本橋郵便局	「〇〇円普通切手 引受（日本橋郵便局）」

※〇〇円には、申し込まれる普通切手の名称を記入してください（複数の名称の切手は同一の封筒では申し込めません）。

ウ お申込先（郵頼指定局）

取扱郵便局	申込先
東京中央郵便局	〒100-8994 東京都千代田区丸の内 2-7-2 東京中央郵便局 「普通切手・郵便葉書/押印（東京中央局）」郵頼担当係
日本橋郵便局	【日本橋郵便局名によるもの】 〒100-8799 東京都中央区銀座 8-20-26 銀座郵便局気付 日本橋郵便局 「普通切手・郵便葉書/押印（日本橋局）」郵頼担当係

エ お申込期限

2014（平成 26）年 2 月 10 日（月）（当日消印有効）

(3) 注意事項

2 円普通切手の押印については、50 円以上となるように差額以上の額の切手を貼り付けたものに限ります。

4 その他

新料額の郵便葉書及び郵便書簡は、今まで同様に古紙配合率を 40%以上としています。このため白さが少し落ちる、チリ、黒点等がやや目立つ、同じ種類でも色合いが異なるといった現象が見られます。

【お客さまのお問い合わせ先】

お客様サービス相談センター

<電話番号>

フリーコール ふみには ハロー
0120-2328-86

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666

（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間>

平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。